

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告は 3月15日(月)が期限です

問合せ 市民税・県民税の申告については市民税課(☎51・2200)、確定申告については豊橋税務署(☎52・6201※自動音声案内)、e-Taxについてはヘルプデスク(☎0570・01・5901)

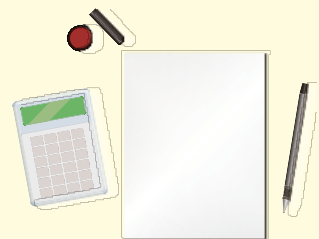
HP 5782

市民税・県民税の申告

● 申告が必要な方

令和3年1月1日現在、市内在住かつ確定申告をしない、次のいずれかに該当する方

- (1) 給与・公的年金などの源泉徴収票に記載されていない控除を追加する
- (2) 収入が雇用保険、遺族年金、障害年金などの非課税所得のみ
- (3) 給与所得(退職所得を含む)や公的年金などに係る雑所得以外の所得(営業、農業、不動産など)がある
- (4) 令和2年中に収入がなかった(市内在住の親族の配偶者控除や扶養控除の対象者を除く)



● 申告方法

郵送で提出

申告書を市民税課(〒440-8501 住所不要)

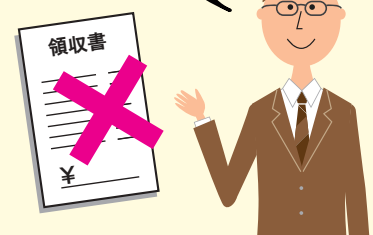
受け付けで申告

日程など 下表

持ち物 印鑑、マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類、身元確認書類(運転免許証など)、給与・公的年金の令和2年分源泉徴収票、配偶者・扶養親族の収入金額が分かるもの、各種控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)を受けるための証明書、本人名義の預貯金通帳、筆記用具、医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書

その他 2/1(月)~2/15(月)は市民税課でも申告可

医療費控除は明細書を作成してください。領収書では受け付けできません。



市民税・県民税の受付日程など

※時間は9:30~12:00、13:00~15:30(公会堂は9:00~16:00)。★は入口から申告会場までバリアフリー

ところ	とき	ところ	とき
公会堂	2/16(火)~3/15(月)	西郷校区市民館	3/1(月)
前芝校区市民館 ★	2/17(水)	高山校区市民館	3/1(月)
東陵地区市民館 ★	2/18(木)、2/19(金)	石巻地区市民館 ★	3/2(火)
高豊地区市民館	2/19(金)	アイプラザ豊橋 ★	3/3(水)~3/5(金)
谷川校区市民館	2/22(月)	五並地区市民館	3/4(木)
賀茂校区市民館	2/22(月)	視聴覚教育センター	3/9(火)~3/11(木)
大清水地域福祉センター ★	2/24(水)、3/2(火)	杉山地区市民館	3/10(水)
岩田運動公園	2/25(木)、2/26(金)	本郷地区市民館 ★	3/11(木)、3/12(金)
牟呂地域福祉センター ★	2/26(金)、3/5(金)、3/12(金)		

新型コロナウイルスの感染防止対策を行います

✓ ホームページで申告書を作成し、郵送で提出してください

ホームページで必要事項を入力し、申告書を作成することができます。

申告会場の混雑を避けるため、郵送での提出にご協力ください。

✓ 公会堂などで「順番待ち受付システム」を導入します

公会堂、アイプラザ豊橋、視聴覚教育センターで順番待ち受付システムを導入します。当日、会場やホームページで受付整理番号を受け取ることができ、順番が近づくと電話でお知らせします(公会堂は8:15、アイプラザ豊橋・視聴覚教育センターは8:40に受付を開始)。



✓ 申告会場へ来場される方への注意事項

- マスクを着用する
- 入口で検温と手指消毒をする
- 周りの方との距離を保つ
- 混雑する時期(2/16(火)~2/22(月))や時間(9:00~12:00)をなるべく避ける
- 開始時間まで会場に入らない
- 発熱など体調不良の方は、来場を控える
- 定員を超えた場合、会場外で待つ

所得税の確定申告



次のいずれかに該当する方は、税務署で申告相談をしてください。

- (1) 確定申告書Bを使用した確定申告(営業・農業の事業所得、不動産所得、土地・家屋・株式などの譲渡所得の申告)をする
- (2) 損失の確定申告をする
- (3) 所得税の住宅借入金等特別控除(1年目)を受ける
- (4) 準確定申告をする



● 申告方法

郵送またはe-Tax(電子申告)で提出

郵送で申告書を豊橋税務署(〒440-8504住所不要)またはe-Taxで申告

受け付けで申告

とき 2/16(火)~3/15(月)の月~金曜日、2/21(日)、2/28(日)9:00~17:00

ところ 豊橋税務署

その他 整理券(当日配布または国税庁LINEアカウントで事前発行)が必要

確定申告に関する相談会

■年金受給者向け相談会

とき 2/2(火)~2/15(月)9:00~17:00

ところ 豊橋税務署

対象 還付申告をする年金受給者ほか

その他 整理券(当日配布または国税庁LINEアカウントで事前発行)が必要

■税理士による無料税務相談

とき 2/16(火)~3/8(月)9:30~12:00、13:00~16:00

ところ 公会堂

対象 次のいずれかに該当する方
①前年分の所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者(消費税課税事業者の場合は、平成30年分の課税売上高が3,000万円以下の方)
②給与所得者③年金受給者

持ち物 筆記用具、計算器具